

○防衛省告示第二百二十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和六年九月十三日次のとおり決定された。

令和六年九月十七日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市		水域…約一六、〇〇〇平方メートル

九州防衛局が測量等調査工事を実施するため共同使用する。

五〇三二 赤崎貯油所

佐世保市

国有

使用期間…測量等調査工事完了の日まで

土地…約九二〇平方メートル

佐世保市が市道擁壁の補修工事のための
作業用地として共同使用する。

使用期間…令和七年七月三十一日まで

五〇五〇 針尾島弾薬集積所

佐世保市

国有

土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

九州防衛局が測量等調査工事を実施する
ため共同使用する。

使用期間…測量等調査工事完了の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇七八 名寄演習場 名寄市 国有 建物…約三九〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊名寄駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

。

一〇八一 倶知安高嶺演習場

北海道虻田郡倶知安 国有

土地…約一、四〇〇平方メートル

町

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その
設置期間

陸上自衛隊俱知安駐屯地の施設の一部を
、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施
設及び区域として提供する。提供期間中
は、地位協定の関連ある条項が適用され
る。

土地…約一一〇平方メートル

在日米軍が返還区域の地下に設置された
水道管等を継続的に使用するため追加提
供する。

使用期間…当該土地の返還の日まで

三〇八七 池子住宅地区及び海 逗子市

軍補助施設

国有

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄県中頭郡嘉手

国有

納町

公道の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地・約九九〇平方メートル

工作物・照明装置等

在日米軍が工事用ゲートを設置するため追加提供する。

使用期間・当該ゲート撤去後、原状回復作業終了の日まで

公道の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条

項が適用される。